特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
172	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

下関市は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山口県下関市長

公表日

令和3年7月20日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
②事務の概要	児童福祉法第に基づき、厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病にかかっている児童等に対し、経済的な負担軽減を図ることを目的に小児慢性特定疾病医療支援に要した費用について、小児慢性特定疾病医療費を支給する。特定個人情報ファイルは、次の事務を行う場合に使用する。 ①小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務（第19条の2） ②小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の受理、その申請に係る審査及びその申請に対する応答に関する事務（第19条の3）
③システムの名称	総合健康管理システム、共通管理システム

2. 特定個人情報ファイル名
小児慢性特定疾病医療費情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。） ・番号法第9条第1項(利用範囲) ・別表第一（第7項） 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第7条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二の第9の項 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二の第26、56の2、87の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	下関市　保健部　健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	下関市　総務部　総務課 〒750-8521　山口県下関市南部町1番1号　電話 083-231-1132

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	下関市　保健部　健康推進課 〒750-8521　山口県下関市南部町1番1号　電話 083-231-1366

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	平成30年8月31日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	平成30年8月31日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　]接続しない（入手）**	**[　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月20日	5. 評価実施機関における担当部署　①部署	下関市　こども未来部　こども保健課	下関市　保健部　健康推進課	事後	平成30年4月1日付機構改革
令和3年7月20日	5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	柿澤　満絵	秋本　江利子	事後	平成30年4月1日付人事異動
令和3年7月20日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ課名及び電話番号	下関市　こども未来部　こども保健課　電話083-231-1447	下関市　保健部　健康推進課　　電話083-231-1366	事後	平成30年4月1日付機構改革
令和3年7月20日	1. 特定個人情報ファイル③システムの名称	小児慢性特定疾病管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	総合健康管理システム、共通管理システム	事後	平成30年1月新システム導入
令和3年7月20日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事前	番号利用法改正による